

広島県告示第千十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年十一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	所在 地	土 砂 灾 害 警 戒 区 域	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域
b)宿根中北谷 (七〇五六)	広島県竹原市下野町地内	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次の図のとおり	表区域示の		
b)宿根中北谷 (七〇五六)		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流			
次の図のとおり	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令令に害等土第表 め第一閑防に砂ニ示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。